災害時における電気自動車等貸与の支援に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）、株式会社スズキ自販千葉（以下「乙」という。）及びスズキ株式会社（以下「丙」という。）は、台風、地震等の大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（併せて以下「災害時等」という。）における電気自動車等貸与の支援（以下「本支援」という。）に関し、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、千葉市内での災害時等において、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、本支援について必要な事項を定める。

（支援内容）

第２条　本支援の内容は、乙が保有する以下の各号で定める車両（以下「本車両」という。）の甲への無償貸与とする。

なお、電気自動車の無償貸与については、乙にて電気自動車が外部給電可能な状態を確認した後、実施する。

（１）電気自動車（外部給電可能な車両）

（２）軽商用車（電気自動車以外の車両）

（対象地域）

第３条　本支援の対象地域は、千葉市内とする。

（技術活動サポート）

第４条　乙が甲に対して本支援を実施するにあたり、丙は乙に対し適宜乙が必要とするサポートを実施するものとし、それに伴う費用は丙の負担とする。

なお、当該サポートの詳細は、別途乙丙協議の上、決定する。

（支援要請）

第５条　甲は、応急対策のため本支援を必要とする場合、乙に対し本協定書に添付する第１号様式「支援要請書兼回答書」を用いて要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

２　前項の規定により要請を受けた乙は、災害による二次被害等の危険性を考慮し業務に支障をきたさない範囲で甲に対し、自己が保有する本車両を無償で乙が指定する日時・場所で貸与するものとする。

なお、業務に支障をきたさない範囲とは、甲からの要請時、乙に貸与可能な車両があること、車両貸与に必要な人員が揃っていること及び安全が確保された状態で車両の受け渡しが可能であることの全ての条件を満たすことを指すものとする。

３ 乙は、甲から本支援の要請を受けた場合は、速やかに丙に通知するものとする。

（車両の取扱い）

第６条　本車両の貸与期間は、原則として１週間とし甲が延長を希望する場合は、災害状況及び避難所等の閉鎖時期等を勘案し、甲乙協議の上、延長期間を決定するものとする。

２　甲は、乙から貸与を受ける本車両を善良な管理者の注意義務のもと盗難等が発生しないよう、使用及び管理に努めるものとする。

３　甲は、乙から貸与を受ける本車両について、以下の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第５条の「支援要請書兼回答書」及び口頭による要請時を含め、甲乙間で別段の合意がなされた場合は、当該合意に従うものとする。

（１）本車両の賃借権を第三者に譲渡し、又は担保に供すること。

（２）本車両を第三者に運転させること。

（３）本車両を改造・改良等し、原状から変更を加えること。

４　甲乙間で本車両の引渡し及び返却日時、状態確認及び貸与期間等の情報共有は第５条の「支援要請書兼回答書」のほか、乙が指定する帳票又は文書を取り交わして行う。

（車両の用途）

第７条　甲は、本車両を以下の各号で定める用途で使用するものとする。

（１）電気自動車：避難所等における電源供給

（２）軽商用車：原則として、被災地における貨物の運搬

なお、電源供給に関しては、本車両に備えるＡＣコンセント、又は乙及び丙が指定する外部給電器Ｖ２Ｌ、Ｖ２Ｈ機器により、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、行うものとする。

２　前項の外部給電器の使用に起因する事由により、甲又は第三者が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。ただし、乙及び丙が指定する外部給電器を使用した場合において、乙又は丙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

３　甲から乙に対し、第１項の外部給電器の貸出要請があった場合、乙は電気自動車と一緒に貸出可能な当該外部給電器の有無を確認し、甲に回答する。

なお、当該外部給電器単独の貸出は行わないものとする。

（燃料等の充填）

第８条　本車両の貸与中に甲が本車両の燃料等の充填を行う場合の費用については、甲の負担とする。ただし、電気自動車に関し乙が管理する充電スタンドを使用する場合は、乙が当該使用に要する費用を負担する。

（車両の運転者）

第９条　甲が本車両を運転する場合は、甲が本車両に対して付保する保険の対象者に限定するものとする。

（貸出期間中の責任・保険の加入）

第１０条　本車両の貸与期間中、本車両の使用により甲又は第三者に生じた一切の損害及び紛争については、乙及び丙は一切責任を負わず、甲がその責任と費用負担で補償及び解決を図るものとする。ただし、乙又は丙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

２　甲は、貸与期間中、本車両に関し甲の費用負担にて相応の保険に加入するものとし、当該保険の内容は甲乙協議の上、決定する。

（故障及び紛失等）

第１１条 甲は自己の責めに帰すべき事由により本車両を故障又は毀損させた場合は、その修理費及び材料費を負担するものとし、本車両を紛失させた場合は、甲がこれを補償する。

なお、修理・補償の方法等については、甲乙協議の上、決定する。

（返却）

第１２条　乙が甲に貸与した本車両の返却方法及び場所については、甲乙協議の上、決定する。

なお、甲は本車両を通常損耗及び経年劣化を除き、原状回復の上、乙に返却するものとし、返却に伴う運送費等は、甲の負担とする。

（連絡調整）

第１３条　甲、乙及び丙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、それぞれの連絡先及び連絡責任者を定めるものとし、本協定書に添付する第２号様式「連絡責任者届」により、相互に届出するものとする。

なお、当該「連絡責任者届」の内容に変更が生じた場合は、速やかに三者間で変更内容を共有するものとする。

（防災訓練）

第１４条　乙は、本協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて甲が行う防災訓練等に対応可能な範囲で参加するものとする。

２ 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

（公表）

第１５条　甲、乙及び丙は、本協定の存在及び内容を外部に公表する場合、その取扱いについては、甲乙丙協議し合意の上、決定する。ただし、甲は本協定の存在及び本支援の内容について、自己のホームページ上で公表することができるが、その内容は、甲乙丙協議の上決定する。

（有効期間）

第１６条　本協定の有効期間は、本協定締結日から令和９年３月３１日までとする。ただし、当該有効期間の満了する日の１箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がない場合は、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１７条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、甲乙丙は、本協定書３通を作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を各自保有する。

令和８年３月２５日

甲　千葉市中央区千葉港１番１号
千葉市
千　葉　市　長　　神　谷　俊　一

乙　千葉市花見川区幕張町５丁目 417 番 262 号
株式会社スズキ自販千葉
代表取締役社長　　竹　下　英　輔

丙　静岡県浜松市中央区高塚町 300 番地
スズキ株式会社
常務役員　日本営業本部長　　玉　越　義　猛

第１号様式

年　　月　　日

会社名：株式会社スズキ自販千葉

千葉市長

支援要請書兼回答書

「災害時における電気自動車等の支援に関する協定書」第５条の規定に基づき、下記の通り要請します。

記

１自治体記入欄：車両（電気自動車含む）の貸与要請

（１）要請する車両等の情報

希望車種	使用用途	台数	貸与期間
電動車			自：　　月　　日 至：　　月　　日
軽商用車			自：　　月　　日 至：　　月　　日

（２）要請に係る千葉市の担当者・連絡先

所属名	
氏名	
連絡先	
加入保険	☐ 損保ジャパン　自治体向け災害活動時における自動車保険に加入済み ☐ 上記以外に加入 →（共済/保険会社名：　　） ☐ その他（　　）

２　スズキ自販千葉回答欄（※どちらか☐にレ点チェックを入れてください。）

☐貸与不可

理由（貸与不可時記載）：

☐下記車両で対応します。（対応可時記載）

車種	台数	引渡場所

第２号様式

年　　月　　日

連絡責任者届

「災害時における電気自動車等の支援に関する協定書」第１３条の規定に基づき、下記の通り届出ます。

団体名【　　】

連絡先（窓口責任者）

	第１連絡先
担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
FAX	
Eメールアドレス	
備考	

	第２連絡先
担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
FAX	
Eメールアドレス	
備考	

	第３連絡先
担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
FAX	
Eメールアドレス	
備考	

自治体記入欄：

保険連絡先	□損害保険ジャパン株式会社 自治体向け災害活動時における自動車保険に加入済みの場合 □上記以外：

（目的外使用禁止）
本協定に記載する事項以外には利用しないこと。